

第22回症例検討会

case41

2022年 11月 14日

「70代女性 都区部での独居高齢者の現状と関りの症例」

なぜ、このような症例を報告するか

後期高齢者の増加に伴い

今後、都内で**独居高齢者が増加**すると考えられている。

私の開業している区部には都営住宅や区営住宅などが近隣にあるため、しばしば現状を耳にする。

現状を皆さんと**共有**する事で

地域の高齢者と鍼灸院の関りについての備えとして頂きたい。

70代 女性
主訴：健康保持
医師の診断名：高血圧症 II型糖尿病

家族：息子(40代後半 既婚) 娘(50代前半 既婚)
 伴侶(3年前に逝去 20年前に離婚)

医療機関：大学病院(糖尿・高血圧) 近医の耳鼻科(アレルギー)

内服薬：アスピリン 抗ヒスタミン薬 血圧降下剤
 インスリン自己注射

生活歴：【アルコール】ビール350ml 【喫煙】なし
 【食事】糖尿病のため糖制限、野菜中心

出産歴：

アレルギー：春秋に症状(目・鼻・顔の皮膚)が強くなる
 スギ・ヒノキ・ハウスダスト・ダニ等

現病歴：

X-10年 原因不明の空咳を訴えての来院。
(スポーツジムインストラクターからの紹介)
コーラスサークルでの人間関係に悩んでいた。

鍼灸施術を週1回、3ヶ月程度で症状軽減。
その後も健康保持・長寿を目的として
定期的(週1～2週に1回)に通院している。

現病歴：

X年1月 数年来の家族間の軋轢が原因で
ご家族との関係を一切断つことに。

客觀的情報

X年11月

身長153 c m 体重50kg

BMI : 21.3kg/m²

脈拍 : 65回/分

血压: 124/70mmHg

検査 : A1c7.2

O(objective) 客観的情報

A(assessment) 評価

東洋医学的情報

寒熱：手足のほてり 燥湿：のどが渇く 汗：よくかく

食事：低糖質、野菜中心(鍼灸院に「買いすぎた」と言っ
てチョコをよく差し入れてくれる)

二便：特に問題なし 睡眠：6時間 精神：江戸っ子気質

脈診：やや数、濇、実にして弦

治療

取穴：背部兪穴 手足の要穴 頭部への置鍼と点灸

刺鍼法：補 浅刺 置鍼

得気：無

深さ：2~4mm

通電：無

頻度：1/w

経過

X年6月 施術時、行政の**見守りサービス**や**住宅**に関する話題を提供したところ、興味を持たれた。

その後、まず住宅について区役所に相談に行かれる。
そこで契約時に保証人が必要であると説明を受け
区役所から**緊急連絡先協会(民間)**を紹介される。
緊急連絡先協会との契約も済み応募する。

8月 区営住宅での病死により空いた部屋への**倍率が20倍以上**。
都営住宅だと**70倍～200倍**も。
なかなか入れない状況。

令和3年8月都営住宅募集抽せん倍率表

単身者向 245戸

| 区市町 | 入居人数 | 申込地区番号 | 住宅名 | 募集戸数(A) | 間取り | m ² | エレベーター | 建設年度 | 申込者数(B) | 倍率(B/A) |
|-----|------|--------|---------|---------|--------|----------------|--------|---------|---------|---------|
| 中央区 | 1人 | 401 | 明石町 | 1 | 2DK | 34 | 有 | 昭和45 | 170 | 170.0 |
| 港区 | 1人 | 402 | 南麻布四丁目 | 1 | 2K・2DK | 32~34 | 無 | 昭和40~41 | 72 | 72.0 |
| 港区 | 1人 | 403 | 芝五丁目 | 3 | 2DK | 34 | 有 | 昭和45~46 | 416 | 138.7 |
| 港区 | 1人 | 404 | 港南四丁目 | 1 | 2DK | 37 | 有 | 昭和48~50 | 29 | 29.0 |
| 新宿区 | 1人 | 405 | 戸山ハイツ | 1 | 2K | 33 | 無 | 昭和44 | 53 | 53.0 |
| 新宿区 | 1人 | 406 | 早稲田 | 3 | 2DK | 34 | 有 | 昭和44 | 252 | 84.0 |
| 新宿区 | 1人 | 407 | 西大久保四丁目 | 1 | 2DK | 37 | 有 | 昭和46 | 151 | 151.0 |
| 台東区 | 1人 | 408 | 清川二丁目 | 1 | 2DK | 34 | 有 | 昭和45 | 84 | 84.0 |
| 墨田区 | 1人 | 409 | 墨田一丁目第2 | 1 | 1DK | 38 | 有 | 平成8 | 202 | 202.0 |
| 江東区 | 1人 | 410 | 北砂一丁目 | 2 | 2DK | 33 | 有 | 昭和43 | 133 | 66.5 |
| 江東区 | 1人 | 411 | 大島五丁目第2 | 1 | 2DK | 33 | 無 | 昭和43 | 88 | 88.0 |
| 江東区 | 1人 | 412 | 東砂二丁目 | 1 | 2DK | 33~34 | 一部有 | 昭和43 | 50 | 50.0 |
| 江東区 | 1人 | 413 | 大島五丁目第2 | 1 | 2DK | 33~36 | 一部有 | 昭和42~45 | 53 | 53.0 |
| 江東区 | 1人 | 414 | 東陽三丁目 | 4 | 2DK | 34 | 有 | 昭和44 | 265 | 66.3 |
| 江東区 | 1人 | 415 | 越中島三丁目 | 1 | 2DK | 37 | 有 | 昭和43 | 41 | 41.0 |
| 品川区 | 1人 | 416 | 東品川 | 3 | 2DK | 33 | 有 | 昭和42 | 119 | 39.7 |
| 品川区 | 1人 | 417 | 東品川第2 | 1 | 2DK | 33 | 有 | 昭和43 | 14 | 14.0 |
| 品川区 | 1人 | 418 | 東品川第5 | 3 | 2DK | 33~34 | 有 | 昭和45 | 109 | 36.3 |
| 品川区 | 1人 | 419 | 北品川第2 | 1 | 2DK | 34 | 有 | 昭和44 | 28 | 28.0 |
| 品川区 | 1人 | 420 | 東品川第3 | 1 | 2DK | 34 | 有 | 昭和45 | 12 | 12.0 |
| 品川区 | 1人 | 421 | 東品川第4 | 1 | 2DK | 34 | 有 | 昭和44 | 34 | 34.0 |
| 目黒区 | 1人 | 422 | 目黒南二丁目 | 1 | 1DK | 37 | 有 | 平成4 | 229 | 229.0 |
| 大田区 | 1人 | 423 | 萩中 | 1 | 2DK | 32 | 有 | 昭和41 | 57 | 57.0 |
| 大田区 | 1人 | 424 | 大森西三丁目 | 2 | 2DK | 32 | 有 | 昭和44 | 192 | 96.0 |
| 大田区 | 1人 | 425 | 矢口二丁目 | 1 | 2DK | 32 | 有 | 昭和44 | 71 | 71.0 |
| 大田区 | 1人 | 426 | 羽田五丁目 | 4 | 2DK | 33 | 有 | 昭和43 | 127 | 31.8 |
| 大田区 | 1人 | 427 | 大森西一丁目 | 1 | 2DK | 34 | 有 | 昭和45 | 57 | 57.0 |

https://www.to-kousya.or.jp/opencms/export/sites/default/www_to-kousya_or_jp/toeibosyu/teiki/r3-8dl/bairitu/tansin.pdf

経過

X年10月 行政の見守りサービスの相談に行く。
保証人と身元引受人がいないとサービスが受けられない
との説明を受ける。
それならば、以前住宅申し込み時に契約した
緊急連絡先協会の話をした所
それは住宅についての保証人であって
見守りサービスについては
また別個、身元保証人や万が一の身元引受人が必要
との説明を受ける。

ご本人は

- ①それぞれの違いが上手く理解できていないこと
 - ②公的機関と民間業者の違いが理解できない
- ため、大変混乱していた。

考察

高齢者には中立的な考えを持ったサポートが必要。

高齢になってくると

どうしてもある程度の認知力の低下がみられる。

行政からの説明や契約などの話になると**論理的**な話も多い事から

このような高齢者に責任をもって理解して

ということは無理であるように見える。

また、特殊詐欺のように理解力が低下した**独居高齢者**は狙われやすい。

そういったときに、ある程度関係性が築かれている

かかりつけ鍼灸院に相談するケースは増えるのではないだろうか。

今後、このような**独居高齢者**、とくに**身元保証人のないケース**は増加すると考えられ
地域の鍼灸院にも関わってくる問題である。

引き続き勉強を進めていきたい。

住宅の売却、資産の管理 に絡む契約は慎重に！

「身元保証」や
「お亡くなりになられた後」を
支援するサービスの契約を
お考えのみなさまへ



- 日々の暮らしの中でちょっとした手伝いをしてほしい
- 入院や施設入所で「保証人が必要」と言われて困っている
- 自分が亡くなった後の葬儀・遺品整理が不安

このような思いをお持ちの方を支援する「高齢者サポートサービス」を提供する事業者があります。内容や契約方法、料金等は様々であり、利用にあたってトラブルにならないよう、事前によく確認することが重要です。

このパンフレットでは、サービスの利用を考えている方向けに、事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイントをお伝えします。

- 自分の意見をはっきり伝える。
不要な話をはっきり断る。
- 内容を十分に理解しないまま、
契約しない。
- すぐに契約せず、
周りの人に相談する。

これからの生活に
重大な影響が…



強引に勧誘され、安価で住宅の売却を契約した

- 自宅に突然訪ねてきた事業者に長時間の勧誘を受け、強引に安価で自宅の売却契約をさせられた。自宅に住み続けたいので解約したい。



勧められるままに、高額な身元保証サービスを契約した

- 一人暮らしで今後が心配になり、身元保証や日常生活の支援を受けるサービスに申し込んだら、事業者に勧められるままにサービスを追加して高額な契約になった。解約したい。

不審なことがあれば、一人で悩まず、

消費者ホットライン 188 にご相談ください。



出典：消費者庁

文献

ガイドライン

「身元保証等」がない方の入院・入所にかかるガイドライン

半田市地域包括ケアシステム推進協議会

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000532223.pdf>

身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する留意事項について

消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/

文献

**「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を
支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ**

消費者庁 啓発資料

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/pdf/caution_018_180905_0001.pdf

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/assets/consumer_policy/cms102_211011_01.pdf